

国交省・小川富由審議官、そして国交省に従順な建築業界へ

6月20日の改正建築基準法の施行以降、住宅着工数および全建築着工床面積は激減し、平成19年7～12月のわずか半年間で前年度比30%減で建設工事費だけで約4.5兆円の損失を招いた。他の産業も含めるとGDPに与える影響は大きく、福田首相が国民に謝罪するに至っているが、未だに国交省は抜本的な見直しを行うとしてはいない。

因みに4.5兆円あれば現在国が目指している耐震改修（改正耐震改修促進法）の数値目標を達成できる金額である。国交省はそのことにまったく気づいていないのであろうか。

1月31日の峰久幸義事務次官の記者会見では、「建築着工件数がなかなか回復しないという現状がありますが、何がネックになっていると思いますか。何故、なかなか回復しないのかについて、ご見解をお願いします。」の問いに「基本的に周知徹底が遅れ、審査側、設計者側とも、同じような状況があったということだと思います。ただ、いろいろな対策を講じて徐々に回復しつつあります。審査側の方においては、4号建築物だけでなく、1～3号についても、滞って混乱しているという状況ではないのかなという感じもあります。少なくとも、設計者側で申請するという点については、とまどい等があって時間がかかるので、周知徹底やサポートなどに全力を尽くす必要があると思っています。」

さらに、「主に設計者側に不慣れがあるということですか。」と記者が突っ込むと峰久事務次官は「状況としては、設計の審査のところで大きく混乱して滞っているということはないので、両面からいく必要があると思いますが、設計者側等について特に注意する必要があると思います。」という返答であった。今に至っても国交省は失策を認めず、他者へ責任転嫁する姿勢は変わらない。

この事務次官の返答を聞いてもなお実務者は唯々諾々として黙っているのであろうか。

改正建築基準法による混乱は小川富由審議官が施行当初に「手続きを厳格化しただけで、今までと90%変りない」というコメントしたように国交省の認識の甘さが伺える。

日経アーキテクチュア（2008.1.14）の記事によると、小川審議官は確認申請の停滞の原因を以下の3点を挙げている。①審査の厳格化によって設計側と審査側が慎重になった。②審査側では記載ミスなどに対して、重箱の隅をつつくような対応があった。③構造基準を明確にしたことに対する構造技術者の習熟不足。

しかし、実務者から見た場合、①建築基準法および関連法規が複雑なため、一発で法適合をとることは不可能である。指定確認検査機関と一部の特定行政庁が行っている事前審査が存在すること自体が審査制度の欠陥を意味している。指定確認検査機関は会社の存亡に関わる営業停止などの行政処分を常に恐れているため、審査にあたって慎重になるのは当然である。②重箱の隅をつつくような審査を促したのは国交省の指導である。③日進月歩に技術革新が行われる（常に新しい構造形式が開発されている）状況で、「適判」制度を含む現在の構造の審査制度が現状に即していないのであり、構造技術者の習熟度の問題ではない。

引き続き小川審議官は現場の技術力について、構造計算書偽造事件において「従来のよ

うな職人による現場合わせには期待できない」「図面以上のものができるというのは幻想だ」とよく趣旨がわからない答えをしている。

木造建築では、職人が棟梁でも頭でも自分の技能を信じて施工できた時代は、建築士の図面上の誤りも指摘して現場で改善することもできた。しかし、ハウスメーカーの下請けに甘んじるようになってから棚板一枚吊るにも図面の指示以外の行為は禁じられてきた。RC 造の建物ではなおさらである。構造計算に基づいた配筋図面を見て現場で鉄筋量が少ないとか、柱断面が小さいなどの指摘を現場監督や職人が行うことはあり得ない。職人の技能の低下とはまったく違う次元の話である。もし、職人の技能低下を憂うなら、マイスター制度など職人の技術向上と収入増加を促す制度を早く導入すべきである。

改正建築基準法の影響による企業破綻については国交省は、セーフティネット貸付などで対策を講じているとしているが、企業倒産が増加しているのはセーフティネットが機能していない証左である。一日も早く基準利率を下げるとか、セーフティネット保証の対象業種をさらに追加するなどの対応をすべきである。

倒産や失業による職人の損失は技術立国日本の危機である。官僚の代替えはいくらでも大きく、職人の補充は一朝一夕にはいかない。

阪神大震災では 6400 名余りの尊いのちの犠牲から、建築の安全性に対する国民の関心の高まりと耐震強度偽装事件を許さない世論が醸成された。建築基準法をはじめ関連法規の一連の改正は、建物の安全性向上によって自然災害による新たな犠牲者を出さないことに寄与するための制度設計であった。その制度設計の失敗が建築関連業者の倒産、失業を招き、自殺などによる新たな犠牲者を生み出すことは許されない。国交省の人にとっては「目に見えない犠牲者」だから見過ごされていいはずはない。

あたかも現在の日本が「戦争による犠牲者」を出していない平和な国に見えるが、実際は「貧困による餓死や孤独死」が頻発している基本的人権が保障されていない危うい国であることに酷似している。

制度設計の基本は社会の仕組みや経済の流れに混乱を招くことなく目的を達成することである。本来の目的は、姉齒問題によって発覚した構造計算書偽造問題を消費者になるべく経済的な負担がないように防止することである。建築生産システムを大幅に変更することなく、健全な建物を建てられるように制度設計すべきである。

小川審議官は一連の「制度設計に問題はなかった」と認識しているが、国交省の作った制度設計は完璧ではあるが、実務者の 9 割が認識しているように現状に即していない机上の空論である。

一連の制度改革は国交省のシナリオに従い、社会資本整備審議会で検討され、パブリックコメントが実施され、一見民主的に行われている。しかし、その裏には国交省のもくろみが巧みに隠されている。

耐震偽装事件が世の中で騒がれたのは姉齒事件がきっかけであったが、耐震偽装は UR 都市再生機構（旧公団）物件から始まっている。UR 都市再生機構は国交省 OB によって構成されているが、UR の耐震偽装物件（国交省が表現する「工事上の瑕疵に加え、設計

に関して不適切な事実」）は 1989 年から 1992 年までの 46 棟である。（姉齒元建築士は 1997 年から偽造を始めている。）このうち 20 棟は建て替えになっている。16 棟を含め 335 億円を抛出している。

UR が悪質なのは、紛失した構造計算書の再作成のさいに 2 度にわたってねつ造していたことである。当時の社長がその事実を認めている。UR には内規で構造計算書の保管義務があったのに、構造計算書の紛失は全体の 3 割にあたる 1,879 件にも及んでいた。

この耐震偽装事件に対する冬柴不況国交大臣からの処分は嚴重注意処分だけである。

社会資本整備審議会にはこの事実が一切報告がされていない。また、この原因究明と防止策が審議会で検討されてはいない。

一連の制度設計が失敗している原因は、社会資本整備審議会で検討されている内容が国交省が作成したシナリオに従って会議が進められているので、消費者の視点および実務者の視点からの検討がなされていない点にある。

消費税が導入されたときに、全体の工事費から消費税分を減額するのに実務者がいかに苦労したか国交省は理解していない。一連の制度設計でどれほどコストアップするかまったく検討されていない。また制度設計や外郭団体の創設・補充に対して天井なしに税金を投入している。

さらに国交省は、住生活基本法から始まり、改正建築基準法、改正建築士法、都市再生機構法、住宅瑕疵担保履行法、200 年住宅法案など、UR 都市再生機構をはじめとする天下り組織の温存に法的にも税金の流れとしても着々と確保している。

建築に携わる実務者は、生真面目であり、従順であり、政治活動を嫌い、政治に疎く、社会から孤立しているので、国交省にとっては大変都合がよい。9 割の実務者が反対する制度設計がこのまま定着していく様子を自虐的に酒のつまみにぼやいているだけでいいのであろうか。

その間に、また税金の垂れ流しになる「200 年住宅法案」（長期優良住宅の普及の促進に関する法律案）は 2 月下旬に国会に提出される。

木地鶴三（JANJAN 市民記者）